

またまた年金の話（恐縮です）

■年金が10月から減額されました。

10月より年金額が1.0%減額となります

今回の減額は、現在の年金額が過去に物価が下落したにも関わらず、据え置かれ、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっていました。そのため、平成24年の法改正により現役世代（将来、年金を受け取る人）の年金額の確保につなげ世代間の公平を図るために、平成25年度から平成27年度の3年間で段階的に特例水準を解消することにしたのです。

その解消が10月より始まり、平成25年12月（10月分、11月分）から支給される年金額からマイナス1.0%の改定が行われた額となります。その後については、平成26年4月1.0%、平成27年4月マイナス0.5%の減額が予定されています。

具体的な年金額は下表のとおりとなります。

年月（引下げ幅）	厚生年金（標準世帯）月額
現行	230,940円
平成25年10月～（-1%）	228,591円（-2,349円）
平成26年4月～（-1%）	226,216円（-2,375円）
平成27年4月～（-0.5%）	225,040円（-1,176円）

■年金所得の住民税が10月分より年金から特別徴収となりました。

従前：市町村で徴収      10月から：年金機構で徴収

■今後の年金の動向（平成24年8月10日法律成立）

- ① 年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されます。（平成27年10月1日）
- ② 遺族基礎年金が父子家庭にも支給されます（平成26年4月1日）
- ③ 共済年金が厚生年金に統合されます。（平成27年10月1日）

オフィス Tsuji  
社会保険労務士  
辻 雅宏